

学校運営協議会と地域学校協働活動の 一体的推進に向けて

丹波市教育委員会 教育部
社会教育・文化財課 社会教育係

令和5年8月26日

地域学校協働活動とは . . .

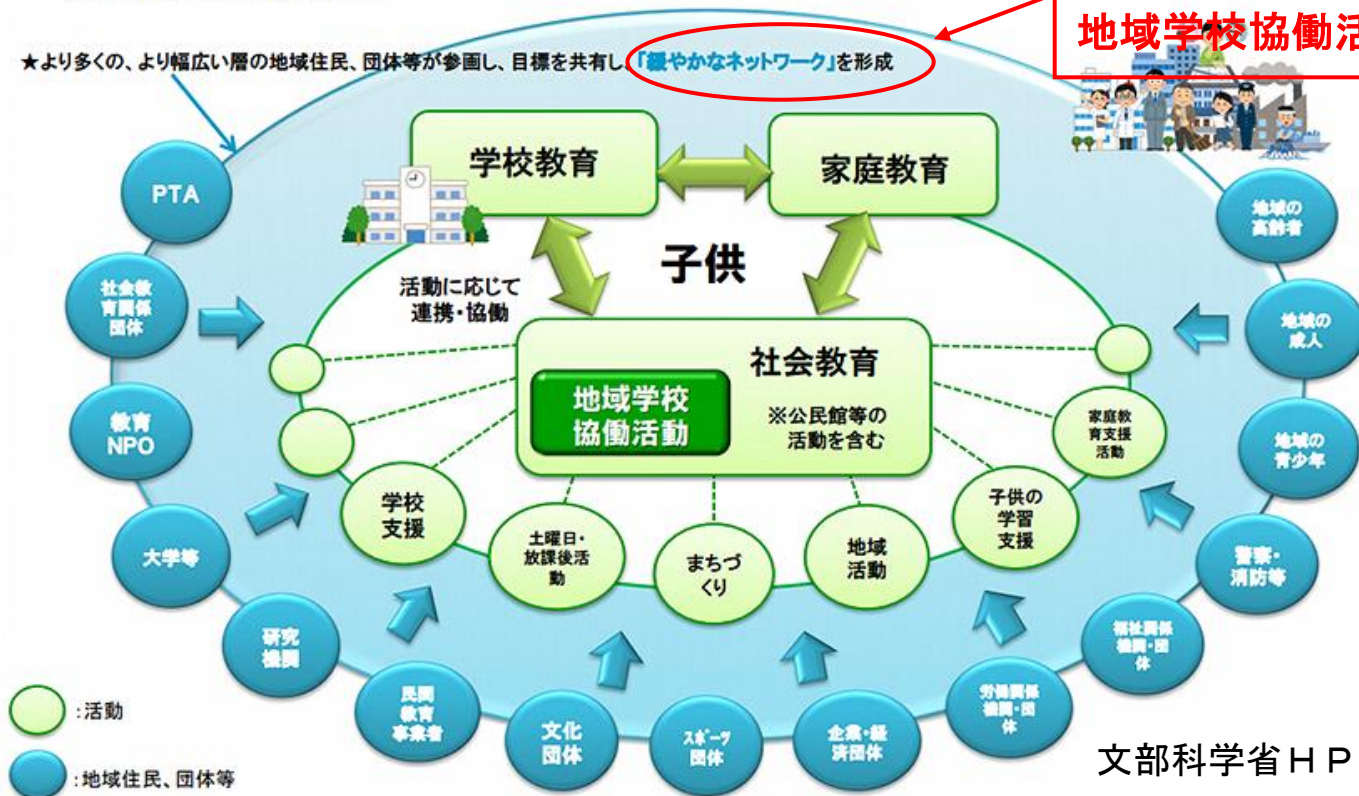
社会教育法第5条第2項（地域学校協働活動）

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではなく、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成

地域学校協働活動推進本部

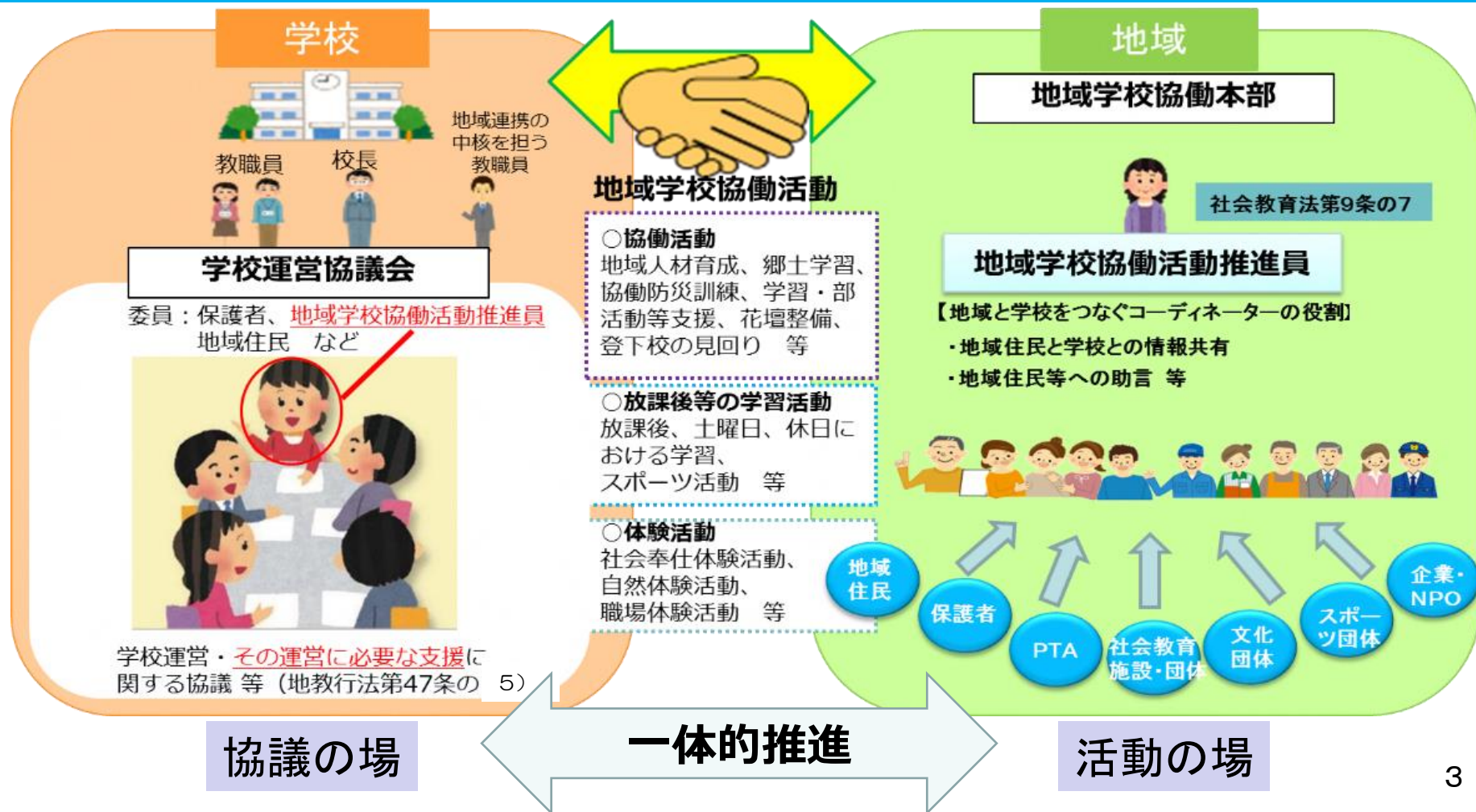


文部科学省HPより

学校運営協議会と地域学校協働活動

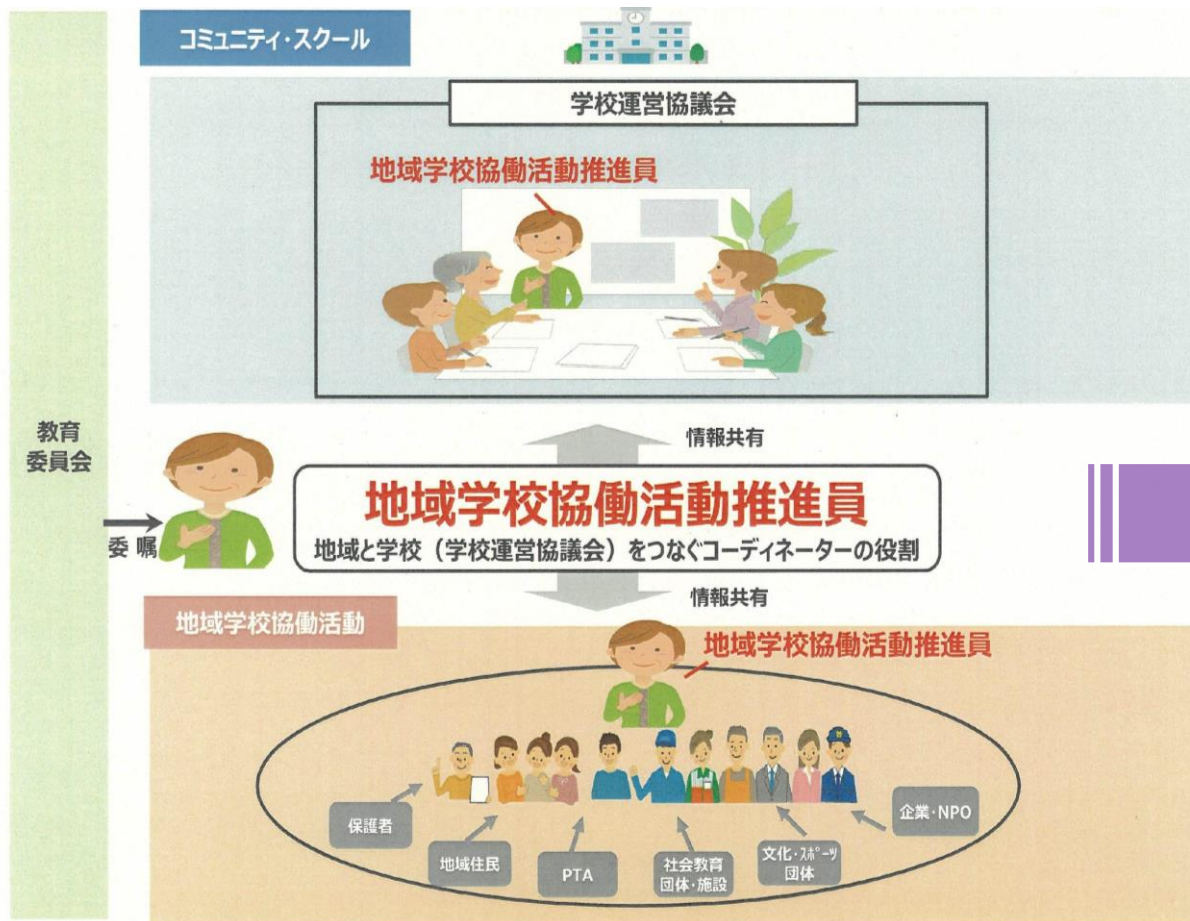
学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

文部科学省HPより



地域学校協働活動推進員とは・・・

社会教育法第9条の7（地域学校協働活動推進員）



「学校を核
とした地域
づくり」を
進める
担い手

地域学校協働活動推進員配置状況

丹波市の現状

- 令和2年3月 丹波市地域学校協働活動推進員設置規則を制定
- 9月 南小学校、西小学校、青垣小・中学校に推進員を配置
- 11月 コミュニティ・スクール連絡会にて導入促進に向けた説明会を実施
- 令和3年4月 東小学校、春日部小学校に配置
- 令和3年10月 崇広小学校に配置
- 令和4年11月 柏原中学校に配置
- 令和5年4月 船城小学校に配置 現在8名の推進員を配置

地域学校協働活動推進員の役割

- ・ 地域住民と学校との間の情報の共有
- ・ 地域学校協働活動を行う地域住民への助言や援助

活動事例

- ・ コミュニティ・スクールだよりの発行・配布
- ・ 学校図書室の管理・運営、住民への図書室の開放
- ・ 学校菜園での野菜栽培、収穫のコーディネート
- ・ 文化財施設での児童の作品展示
- ・ 登下校見守りボランティアへのグッズ調達（自治協議会の事業への位置づけ）
- ・ 地域事業への参加のための調整・準備
- ・ 地域学習のコーディネート（地域からの指導者調整）

学校を核とした地域づくり・ 地域学校協働活動でめざすこと

①学校（学び）を核とした地域の活性化

- 地域が学校に関わる機会を作り、将来のあり方とともに考え実践する地域の協働参画をめざします。
- 学校・家庭・地域の連携強化を図ります。

②地域におけるウェルビーイング^(※)の向上

- 子どもの幸せ、将来の幸せ、周囲（他者）の幸せ、地域の幸せを育みます。

(※) 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続可能な幸福を含む概念。

③学校の働き方改革

- 児童生徒と向き合う時間の確保とともに、先生が学習指導に注力できる環境の確保をめざします。

地域学校協働活動を 進めるうえでの課題

課題 1 : 周知不足

→市民向け広報（全市発信）

自治協議会・PTA等への事業周知

丹波市CS（コミスク）フォーラムへの参加呼びかけ

課題 2 : 事業の整理

→たんばふるさと学と地域学校協働活動

課題 3 : 自治協議会と連携した事業推進

→地域住民の課題認識と自治協議会との連携

地域学校協働活動を 進めるうえでの課題

「たんばふるさと学」と「地域学校協働活動」の整理

| | たんばふるさと学（市オリジナル） 推進役：学校支援コーディネーター | 地域学校協働活動 推進役：地域学校協働活動推進員 |
|--------------|--|---|
| 所管課 | 学校教育課 | 社会教育・文化財課 |
| 開始時期 | 平成28年4月 | 令和2年9月 |
| 配置状況 | 全小学校（23名） | 小・中9校（8名） |
| 推進役の 主な属性 | 自治協議会関係者、保護者、元教員 | 地域コミュニティ活動推進員 保護者、元教員 |
| 謝金 | 有 | 有 |
| 国補助金 | 有（地域と学校の連携・協働体制推進事業） | 有（地域と学校の連携・協働体制推進事業） |
| 主な業務 | ゲストティーチャーの招聘 | 地域住民と学校との情報共有 地域住民等への助言 |
| 主な事業 | 地域の教育資源を活用した学校支援 ・ 伝統文化の継承 ・ 特産品栽培、収穫、加工 ・ 地域防災について学ぶ 等 | 地域の教育資源を活用した ・ 教育課程への参画 ・ 学校を核とした地域活性 ・ 学校の働き方改革 |

地域学校協働活動推進員の 配置促進に向けて

- 「地域学校協働活動」と「たんばふるさと学」の**統合に向けた事業調整**

※ひょうごがんばり学びタイムは継続

- 推進役の養成に向けた**研修機会の提供**

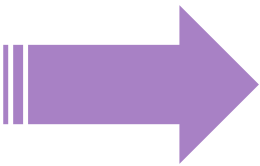
- 地域学校協働活動推進員設置**規則の変更**

地域学校協働活動推進員の委嘱

丹波市地域学校協働活動推進員設置規則

現状：第5条 学校長の推薦により、教育委員会が委嘱

- ・学校の実情に応じた推進員を推薦できる
 - ・スクールボランティアや自治協議会関係者等、学校とのつながりのなかで推薦できる
- 一方で・・・
- ・地域づくりに資する推進役の視点が必要



将来的には、地域と学校の両方の実情に対応できる方
にお願いするために、学校運営協議会の協議（承認）
を経て、学校運営協議会長又は学校長が推薦・・・

学校（学び）を核とした 地域づくりを通じて

見守り、支えられ ⇒ 健やかに成長

地域に愛着 ⇒ 地域に貢献したい

子どもと大人が共に地域について学び、
地域の未来を共に考える ⇒



地域の未来を担う人材の育成

